

島しょ部
在住の

今治市しまなみの子どもを育む交通費支援事業（子育て世帯）

18歳以下の子どもがいる世帯に しまなみ交通費を助成しています

今治市では、島しょ部に居住していて、18歳（到達後最初の3月31日まで）以下のお子さんがある世帯に、島しょ部を発着するしまなみ海道通行料及び関前を発着する船舶乗船料のうち1/2の額を助成します。

助成対象額

令和7年1月1日から同年12月31日までに利用した、
今治市内の島しょ部を発着するしまなみ海道通行料（ETC
料金）及び関前を発着する船舶乗船料のうち、

1/2の額（上限 1万円）

（※利用用途は問いません。）

申請期限

申請受付中！

令和8年2月末まで

締切り間際には混雑が予想されます

お早めの申請にご協力ください

※申請は年1回に限ります

※すでに申請がお済みの場合はご容赦ください。

申請に必要なもの

1. 今治市しまなみの子どもを育む交通費支援事業助成金交付申請書兼請求書（子ども世帯）
2. 申請者の本人確認書類（運転免許証など）
3. 島しょ部を発着するETCの利用明細書や関前を発着する船舶乗船料を証明できるもののコピー
4. 申請者名義の預金通帳（申請書に口座情報をご記入ください。）
5. 委任状（※ETC利用明細の名義や振込口座の名義が申請者と異なる場合は必要）

※注意！ ETCの証明書類について

- ・「島しょ部間」または「島しょ部一陸地部」の今治市内での移動が助成対象となります。
発着するICの記載がある利用証明書をご用意ください。
- ・ETCカードは申請者または同一世帯の者の名義の利用分を申請できます。
※利用証明書の名義が申請者と異なる場合は、申請時に委任状が必要です。
- ・ETCの利用証明書は、過去の利用履歴をインターネットで確認できるETC利用照会サービスや、サービスエリアなどに設置してあるETC利用履歴発行プリンター、クレジットカードの利用明細をご活用ください。

申請先

各島しょ部支所 住民サービス課

お問い合わせ

今治市しまなみ振興課

電話番号 0897-72-8772



詳細は今治市 HP をご確認ください

別記様式第1号（第4条関係）

今治市しまなみの子どもを育む交通費支援事業助成金交付申請書兼請求書（子育て世帯）

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 住所

氏名

（生年月日： 年 月 日）

電話

今治市しまなみの子どもを育む交通費支援事業助成金交付要綱（子育て世帯）の交付を受けたいので、今治市しまなみの子どもを育む交通費支援事業助成金交付要綱（子育て世帯）第4条の規定により、関係書類を添えて申請し交付対象と認められた場合、本状を以て請求いたします。また、申請者の世帯状況及び今治市税納付状況について調査を行うことについて同意します。

- ☐ 申請した交通費は、申請者が属する世帯（申請者が受任者の場合は委任者が属する世帯）が利用したものであり、申請内容に虚偽又は誤りがあり市から助成金返還の求めがあったときは、遅滞なく返還します。
- ☐ 私は今治市しまなみの子どもを育む交通費支援事業助成金（子育て世帯）の交付申請書を提出するにあたり、他の助成（補助）制度と重複して助成金を受けておらず、今後も受けることはありません。

交付申請額（請求額） 円【市記入欄】

振込先口座 助成金は私名義の下記金融機関の口座に振り込んでください。

振込先金融機関名	銀行・農協・金庫		支店・支所						
口座名義人	フリガナ								
預金種別	☐ 普通（総合口座の普通貯金を含む）	口座							
	☐ 当座	番号							

（注）市税の滞納がある場合には、助成金の支給はできません。

- （添付書類） 1 交通費に係る領収書又は明細書の写し
（車を利用した場合はETCの明細又は領収書、船舶を利用した場合は領収書）
※ただし領収書または明細書は、他の申請項目や助成事業との重複使用は不可とする。
- 2 その他、市長が必要と認めた書類

市税確認状況 可・不可

本人確認書類欄 運転免許証・マイナンバーカード
その他（)